

採用試験 精神・知的障害者も

県、民間雇用増へ率先

黒岩祐治知事は16日の県議会で、従来の身体障害者に加え、新たに精神・知的障害者も県職員採用試験の対象にすると表明した。新年度から精神障害者の雇用が法律で義務化されるのを受けた措置。県内の民間企業全体で見ると、障害者雇用が法律で定められた水準に達していないため、県が障害者雇用に積極的な姿勢を示す意味もある。

促進センター 要員増

採用数や選考方法など、具体的な内容はこれから詰める。加えて黒岩知事は、この採用ルートとは別に、精神・知的障害者を県の非常勤職員として雇用し、事務補助や軽作業にあたってもらう取り組みの将来的な導入に前向きな姿勢も示した。雇用後に民間企業への就労につなげるのがねらいだ。県人事課によると、

「チャレンジオフィス」などの名称で東京都と千葉県がすでに取り組んでおり、参考にしたという。

県は民間企業への働きかけも強化する。障害者の法定雇用率は、従業員50人以上の民間企業の場合、従業員数の2・0%以上と障害者雇用促進法で定められている。厚生労働省神奈川県労働局によると、2017

年6月1日現在の県内民間企業の法定雇用率は平均1・92%。6年連続で過去最高を記録しているが、まだ2・0%に達していない。

新年度から民間企業の法定雇用率は2・2%とさらに引き上げられ、精神障害者の雇用も義務化されるため、雇用率未達成企業に対し、雇用にあたって必要な配慮やサポート態勢などについて助言する「障害者雇用促進センター」の担当者の数を倍増させる。

精神・知的障害者が職場で定着するよう指導したり、相談に応じたりする「職場指導員」を置く企業に県が補助金を出してきた制度は、新年度からは精神障害者に特化させる。精神障害者を採用し、指導員を置くことに理解を示す企業を増やしたい考えだ。

(岩堀滋)